

令和4年度 介護サービス事業者説明会（集団指導）

「介護老人保健施設（短期入所療養介護）・介護医療院」

2 人員基準等の留意点について

高崎市 福祉部長寿社会課

1

2-1 人員に関する基準（老健・短期）

①医師

資格要件 医師（管理者については、承認を受ければ医師以外でも可）

配置基準 常勤1名以上
（常勤換算で入所者の数を100で除して得た数以上）
※複数の医師が勤務する形態か、診療所等併設の場合は常勤換算で1以上とすることが出来る。

2

2-1 人員に関する基準（老健・短期）

①-2 管理者

資格要件 医師
都道府県知事（高崎市の施設は高崎市長）の承認を受ければ医師以外の者も可

配置基準 常勤1名
管理業務に支障がない場合は、同一敷地内の施設・事業所と兼務可

3

2-1 人員に関する基準（老健・短期）

②薬剤師

資格要件 薬剤師

配置基準 実情に応じた適当数
（入所者の数を300で除して得た数以上が標準）

4

2-1 人員に関する基準（老健・短期）

③看護職員・介護職員

資格要件 看護師若しくは准看護師（看護職員）

配置基準 原則常勤 ※条件を満たせば一部非常勤可

常勤換算で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
（介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度、看護職員の員数は、7分の2程度をそれぞれ標準とする。）

5

2-1 人員に関する基準（老健・短期）

④支援相談員

資格要件 保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次の業務を行うのに相応しい常勤職員

- ① 入所者及び家族の処遇上の相談
- ② レクリエーション等の計画、指導
- ③ 市町村との連携
- ④ ボランティアの指導

配置基準 常勤1以上

（入所者の数が100を超える場合、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算で、100を超える部分を100で除して得た数以上）

6

2-1 人員に関する基準（老健・短期）

⑤理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

資格要件 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

配置基準 常勤換算で入所者の数を100で除して得た数以上

2-1 人員に関する基準（老健・短期）

⑥栄養士又は管理栄養士

資格要件 栄養士、管理栄養士

配置基準 入所定員が100人以上の施設においては常勤職員を1以上。
ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより、栄養管理に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えない。
なお、100人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきである。

2-1 人員に関する基準（老健・短期）

⑦介護支援専門員

資格要件 介護支援専門員

配置基準 常勤専従1名以上（入所者数が100人未満の施設でも1人は配置）。入所者数が100人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。増員分は非常勤可。
入所者の処遇に支障がない場合は、当該老健の他職務に従事可。
（兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすと同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間全体を算入することが出来る。）

2-1 人員に関する基準（老健・短期）

⑧調理員・事務員等

資格要件 特になし

配置基準 実情に応じた適当数を配置する。
併施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合にあっては配置しない場合があっても差し支えない。

2-1 人員に関する基準（併設型小規模介護医療院）

①医師、薬剤師又は理学療法士等

資格要件 医師、薬剤師、理学療法士等

配置基準 併設型小規模介護医療院については、併設される医療機関の医師により入所者の処遇が適切に行われると認められる場合にあっては、医師等を置かないことが出来る。

2-1 人員に関する基準（併設型小規模介護医療院）

①-2 管理者

資格要件 医師
都道府県知事（高崎市の施設は高崎市長）の承認を受ければ医師以外の者も可

配置基準 常勤1名
管理業務に支障がない場合は、同一敷地内の施設・事業所と兼務可

2-1 人員に関する基準（併設型小規模介護医療院）

② 介護職員

資格要件 特になし

配置基準 常勤換算方法で、入所者の数を6で除した数以上

13

2-1 人員に関する基準（併設型小規模介護医療院）

③ 看護職員

資格要件 看護師又は准看護師

配置基準 常勤換算方法で、入所者の数を6で除した数以上

14

2-1 人員に関する基準（併設型小規模介護医療院）

④介護支援専門員

資格要件 介護支援専門員

配置基準 実情に応じた適当数

15

2-1 人員に関する基準（併設型小規模介護医療院）

⑤栄養士又は管理栄養士

資格要件 栄養士又は管理栄養士

配置基準 常勤職員1以上の配置に努める。
ただし、併設医療機関に配置されている栄養士又は管理栄養士による栄養管理が、入所者に適切に行われると認められるときは置かないことができる。

16

2-1 人員に関する基準（併設型小規模介護医療院）

⑥診療放射線技師

資格要件 放射線技師

配置基準 実情に応じた適当数を配置する。
併施設設との職員の兼務を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合にあっては、配置しない場合があっても差し支えない。

17

2-1 人員に関する基準（併設型小規模介護医療院）

⑦調理員・事務員等

資格要件 特になし

配置基準 実情に応じた適当数を配置する。
併施設設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合にあっては、配置しない場合があっても差し支えない。

18

2-2 その他の連絡事項

① -1 管理者承認申請について

介護保険法第95条及び第109条の規定により、介護老人保健施設・介護医療院の開設者は管理者を変更する際に高崎市長の承認が必要です。

提出書類

- ・管理者承認申請書
- ・医師免許写し
- ・管理者経歴書
- ・勤務形態一覧表

※介護保険事業所の変更届出書も併せて提出

2-2 その他の連絡事項

① -2 開設許可事項変更承認申請について

介護保険法第94条第2項及び第107条第2項の規定により、以下の事項については高崎市長の変更許可を受けることが必要です（介護保険法施行規則第136条及び第138条）。なお、平面図の変更の可否及び変更手続きの必要性の有無等については、提出する前に確認してください。

- ・敷地の面積の変更
- ・平面図の変更
- ・建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要の変更
- ・施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画の変更
- ・入所定員の増加及び従業者数等の変更に伴う運営規程の変更
- ・協力病院の変更

2-2 その他の連絡事項

② 変更届出書等の期日について

- 変更届出書は、変更後10日以内に提出してください。
※事業所の改修、区画変更や移転等の場合は、事前に長寿社会課にご相談いただき、変更前15日までに提出してください。
管理者、開設許可事項変更の場合も、承認申請と合わせて事前にご提出ください。
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、加算を算定しようとする月の1日までに提出してください。

例： 7月 2日に届出 → 8月1日から加算の算定
8月 1日に届出 → 8月1日から加算の算定

③ 業務管理体制の整備に関する事項の届け出先について

令和3年4月から届け先の規定が変更となり、指定事業所が高崎市内にのみある事業者は、届け出先が高崎市となりました。

区分	届出先
① 指定事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業所	厚生労働大臣
② 指定事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 指定事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※介護療養型医療施設を含む場合は除く	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、指定事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事